

魚津市告示第130号

魚津市医療機関への物価高騰対策支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年10月31日

魚津市長 村椿 晃

魚津市医療機関への物価高騰対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、医療機関への物価高騰対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、コロナ禍における食料品価格の物価高騰の影響を大きく受けている医療機関の負担を軽減し、事業の安定的かつ継続的な運営を支援するため、予算の範囲内において、医療機関が提供する健康保険法による入院食事療養費を上回る経費に対する補助金を交付するものとする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 魚津市内に所在する医療機関であって、令和4年9月分診療報酬請求において健康保険法による入院時食事療養費を算定している病床（以下「食事提供病床」という。）を有すること。

(2) 申請日時点において事業を廃止していないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1床当たりの補助単価を21,000円とし、次項に定める対象病床数を乗じて算出した額とする。

2 対象病床数は、令和4年9月における1日当たりの食事提供病床の数の平均値とする。ただし、その数に小数点第1以下の端数があるときは、これを切り捨てた数とする。

3 補助事業者が令和5年3月31日までに事業を廃止した場合の補助単価は、21,000円を12で除した金額（その額に1円未満の端数があるときは、こ

れを切り捨てる。)に、令和4年4月から事業廃止の月までの月数を乗じた金額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和4年11月末日までに、魚津市医療機関への物価高騰対策支援事業費補助金交付申請書兼概算払請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、魚津市医療機関への物価高騰対策支援事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条による交付の決定をした場合には、補助申請者に対し、当該補助金の全額を概算払するものとする。

(実績報告)

第8条 交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、令和5年3月31日までに、魚津市医療機関への物価高騰対策支援事業費補助金実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、魚津市医療機関への物価高騰対策支援事業費補助金の額の確定通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、確定額が交付済みの補助金額を下回った場合、その差額を返還させるものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請又は不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱に反する行為があったとき。

(3) この要綱に基づく市長の指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(関係書類の保存)

第11条 交付決定者は、補助事業に係る経費の内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第6条の規定による交付決定を受けている者に係る第10条及び第11条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

所在地
補助事業者名
代表者名

魚津市医療機関への物価高騰対策支援事業費補助金交付申請書
兼概算払請求書

魚津市医療機関への物価高騰対策支援事業を実施したいので、魚津市医療機関への物価高騰対策支援事業費補助金 円を交付されるよう、魚津市医療機関への物価高騰対策支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

1 申請額

金 円

2 算定の根拠

算定基準月（令和4年9月）の食事提供病床数の平均 床(A)
（1日あたり、小数点以下は切捨て）
申請額の内訳 補助単価21,000円×食事提供病床数の平均 床(A)

3 振込先口座

金融機関名	コード	コード
	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 出張所
フリガナ	預金種別	口座番号
口座名義人	1 普通	
	2 当座	

様式第2号（第6条関係）

魚津市指令 第 号

所 在 地
補助事業者名
代 表 者 名

魚津市医療機関への物価高騰対策支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった魚津市医療機関への物価高騰対策支援事業費補助金について、魚津市医療機関への物価高騰対策支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

魚津市長

1 交付の可否

交付します。

交付しません。
（交付しない理由）

2 交付決定額

金 円

3 補助金の交付条件

- （1） 補助事業を中止する場合は、市長の承認を受けること。
- （2） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

所 在 地
交付決定者名
代 表 者 名

魚津市医療機関への物価高騰対策支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定のあった魚津市医療機関への物価高騰対策支援事業費については、次のとおり事業を実施したので、魚津市医療機関への物価高騰対策支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 実績額内訳

金 円

2 算定の根拠

交付決定額 円

事業の廃止の有無 有・無

事業の廃止有の場合 廃止の月（ ）年（ ）月

事業実施月数（ ）月

様式第 4 号（第 9 条関係）

魚津市指令 第 号

所 在 地
交付決定者名
代 表 者 名

魚津市医療機関への物価高騰対策支援事業費補助金の額の確定
通知書

年 月 日付けで実績報告のあった標記補助金について、次のとおり額の確定を行いましたので、魚津市医療機関への物価高騰対策支援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。なお、確定額が交付済みの補助金額を下回った場合の差額返還の手続きについては、別途通知します。

年 月 日

魚津市長

確定額

金 円